

組合員各位

日本繊維輸入組合・日本繊維輸出組合  
事務局

《 お 知 ら せ 》

新型コロナウイルスの影響による  
暫八における輸入期間延長申請に関する財務省の回答について

平素は当組合事業につきまして格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、関税暫定措置法第八条「加工再輸入減税制度」（暫八）を活用した輸入関税減税を前提とした持ち帰り貿易の製品企画において、この度の新型コロナウイルスの影響により、既に原材料を輸出済みの企画を翌シーズン以降に持越し輸入する（昨シーズンの企画製品を今シーズン以降に輸入する）場合、製品の輸入が原材料の輸出の許可の日から一年を超えるケースが発生しますが、同制度において製品の輸入について、「その輸出の許可の日から一年（一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間）以内に輸入されるもの・・・」と定められており、税関長の承認を受けられない場合は、同制度が適用できないことになります。

このため組合では、輸入組合ロジスティクス委員会が中心となり、新型コロナウイルスの影響により製品の輸入が原材料の輸出の許可の日から一年を超える場合において、所定の手続きに従い期間の延長を申請したものについては、多くの証憑を必要とせず、適用を認めていただけるよう財務省関税局業務課に要望書（添付参照）を提出し、ご相談をして参りましたが、この度、財務省関税局関税課より、本件について以下のとおり連絡がありましたので、お知らせ申し上げます。

【財務省関税局業務課からの連絡】

\*\*\*\*\*QUOTE\*\*\*\*\*  
平素から大変お世話になっております。

ご要望いただいております輸入期間の延長に関しましては、申請様式の記載例を準備しておりますのでご提供させていただきたく、ご連絡させていただきました。

なお、申請いただいた際の取り扱いについては、以下のとおりとしており、減免税センターを通じて全国の税関に連絡しておりますので、申請予定について当課へのご連絡は特段不要です。もし、以下とは異なる事例が発生した場合などはお知らせ頂ければ確認させていただきます。

【輸入期限の延長に係る取り扱い】

- 「輸入期間延長承認申請書」(T-1065)の理由欄に新型コロナウイルスの影響によるものであることを記載いただくことにより延長を認める(経緯書による説明は不要とする)。
- もし、「輸入期間延長承認申請書」(T-1065)の提出が輸出許可の日から1年を超える場合には、「新型コロナウイルス感染症等の影響に伴う申請等の期限延長確認申請書」(※)により、「輸入期間延長承認申請書」(T-1065)の申請期限の延長を認める。

ご提出いただく申請様式(「輸入期間延長承認申請書」及び「新型コロナウイルス感染症等の影響に伴う申請等の期限延長確認申請書」)につきましては、別添にて記載例をお送りいたしますので、是非ご活用ください。

なお、「新型コロナウイルス感染症等の影響に伴う申請等の期限延長確認申請書」については、申請者毎に1度の手続ですので、既に手続き済みの場合は不要です。

なお、本件のような輸入期間等の期限の延長を要する場合については、「新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響についての特定災害の指定並びにこれにより相当な損害を受けた地域の指定に関する件」(財務省告示第百二十二号)(※)により、他の手続においても当該期限の延長を認めてきていることもあり、上記の取り扱いは貴組合からのご要望にのみ対応するものということでもありません。それゆえ、上記の取り扱いと貴組合からのご要望との関連について広く周知している訳ではございませんので、念のため申し添えます。

【※(参考)税関Webサイト：新型コロナウイルス感染症等の影響による申請・納付等の期限の延長等について】

[https://www.customs.go.jp/news/news/20200511\\_index.htm](https://www.customs.go.jp/news/news/20200511_index.htm)

(補足)

- 税関様式T-1065については、NACCSの汎用申請(HYS)業務により電子的に提出いただくことも可能ですので申し添えます。
- 「新型コロナウイルス感染症等の影響に伴う申請等の期限延長確認申請書」に基づき延長される期限の期日「関税法第2条の3第1項に規定する「指定日」の翌日まで」における「指定日」については、現時点で未決定であります。決定した際には告示するとともに、先にお知らせしたページにも掲載する予定です。

\*\*\*\*\*UN QUOTE\*\*\*\*\*

【お問合せ先】

日本繊維輸入組合(担当:神谷)

TEL: 03-3270-0791 Email: 0031@jtia.or.jp